

上野事務所ニュース

30年8月号

千葉市中央区弁天 2-14-3 TEL 043-287-1497 FAX 043-254-6641
E-mail ueno@athena.ocn.ne.jp

算定基礎届の結果について

算定基礎届の提出を終えました。ご協力ありがとうございました。標準報酬月額決定通知書は、年金事務センターから直接事業所へ郵送されません。8月下旬から順次発送され、遅くとも9月半ば頃までに郵送されます。

4、5、6月の給与データが記載されていますので、取扱いには十分注意し、開封の際は、代表者又は担当の方が行うようにしてください。

算定基礎届で決められた標準報酬月額は、原則として今後1年間使用されます。但し、昇給や降給などによって固定的な賃金に変更が生じ、報酬月額に2等級以上の差が生じた場合には、月額変更届を提出し、保険料の随時改定を行います。なお、残業代など非固定的な賃金が大きく変動しても、固定的な賃金に変更がなければ該当しませんので、ご注意ください。

基本手当（失業手当）日額等の変更

平成30年8月1日より雇用保険の基本手当日額が引き上げられます。これに伴い、高年齢雇用継続給付や育児休業給付、介護休業給付の支給限度額が引き上げられました。詳しい内容は次の通りです。

【基本手当日額の上限度額】

離職時の年齢	改正前	改正後
29歳以下	6,710円	6,750円
30～44歳	7,455円	7,495円
45～59歳	8,205円	8,250円
60～64歳	7,042円	7,083円

算定基礎届の提出を終えました。ご協力ありがとうございました。

【基本手当日額の下限度額】

年齢に関係なく、全ての方

改正前	改正後
1,976円	1,984円

*基本手当日額は、退職前6か月における1日当たりの平均賃金額に給付率をかけたものです

【高年齢雇用継続給付の支給限度額】

改正前	改正後
357,864円	359,899円

*支払いを受けた給与が支給限度額以上である場合には、高年齢雇用継続給付は支給されません。

【育児休業給付の支給限度額（上限額）】

改正前	改正後
休業開始から6か月 （支給率67%） 299,691円	301,299円
休業開始から6か月以降 （支給率50%） 223,650円	224,850円

【介護休業給付の支給限度額（上限額）】

改正前	改正後
329,841円	331,650円

*8月1日以後の支給対象期間から変更されます。

キャリアアップ助成金について①

キャリアアップ助成金は有期契約労働者や短時間労働者、派遣労働者などの「非正規労働者」の処遇改善や正社員化に取り組む事業主を対象とした助成金です。キャリアアップ助成金は、計画に基づいた取り組みを行うことで申請できます。

キャリアアップ助成金の主なコースについては以下の通りです。

コース	内容	支給額
正社員化コース	有期契約者等を正規雇用等に転換	1人当たり 有期⇒正規 57万円 無期⇒正規 28.5万円
健康診断制度コース	有期労働者に法定外の健康診断制度を導入し、延べ4人以上実施	38万円
賃金規程等共通化コース	有期労働者等に正社員と共通の職務等に 応じた賃金規程を作成し、適用した	57万円
短時間労働者労働時間延長コース	有期労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用した	1人当たり 19万円

上記のほか、有期労働者等の賃金の増額に取り組んだ場合に支給されるコースなどがあります。



O&A なぜなにどうして？

Q； 仕事中に怪我をした従業員がいます。2週間ほど入院するようですが、怪我をした日が退職日当日でした。業務上の怪我なので、労災になると思うのですが、退職後も労災保険の給付を受けられるのでしょうか。また、休業最初の3日間は事業主が休業補償しなければいけないと聞きましたが、退職日以降も支払う必要があるのでしょうか？

A； 労災保険法では「保険給付を受ける権利は、労働者の退職によって変更されることはない」と定めていますので、すでに発生した災害については、退職後も療養の給付や休業補償を受けることができます。

労災の休業補償が支給されるのは、休業4日目以降です。1日目から3日目までは、「待期期間」といい事業主が休業補償を行う必要があります。支払う金額は、平均賃金の60%です。事業主が行う休業補償は労災の給付ではありませんが、労働基準法において「補償を受ける権利は、労働者の退職によって変更されることはない」と規定されています。よって、退職後も事業主は休業補償を行う必要があります。

会社に待期期間中の休業補償義務が生じるのは、被災者が病院で労務不能の診断を受けてからになります。いつ病院へ行ったのかによって待期期間の取扱いが異なりますので、ご注意ください。

- ① 所定労働時間内に負傷し、すぐ病院へ行った場合
⇒ 負傷日当日が待期期間1日目になります
- ② 所定労働時間内に負傷したが、そのまま勤務を続け、勤務終了後に病院へ行った場合
⇒ 負傷日の翌日が待期期間1日目になります
- ③ 残業時間中に負傷し、すぐに病院へ行った場合
⇒ 負傷日の翌日が待期期間1日目になります
- ④ 業務中に負傷したが、すぐに病院へ行かず後日病院へ行った場合
⇒ 病院へ行った日が待期期間1日目になります

夏季休業のお知らせ

8月13日(月)から
8月15日(水)まで
夏季休業をとらせていただきます。
よろしくお願いいたします。